

診療報酬の請求事務について

① 医療券情報を確認できない場合は、レセプト請求はできません。

- ・医療券情報は、オンライン資格確認または紙の医療券で確認してください。
オンラインでの確認方法については、医療扶助オンライン資格確認システムを導入した事業者へお問い合わせください。
- ・オンラインで資格が確認できず医療券も発行されていない場合は、生活援護室に医療券の発行依頼をしてください。
- ・連休前は日程に余裕がありませんので、早めのご連絡をお願いします。
- ・医療券の発行依頼をFAXでされる場合は、必ず医療機関コード等必要事項を記載してください。
(生活保護医療券発行依頼書の様式については、令和6年12月より新様式となっていますので、姫路市ウェブサイトに掲載されているものを使用してください。)
- ・発行依頼をしていただいても、医療要否意見書が未返送の場合や、不備等があり継続認定ができていない場合は、すぐに医療券を発行できないことがあります。
- ・令和7年4月基金処理分から「氏名、生年月日、性別、受給者番号」に誤りがある場合や、医療券未発行の場合は、電話連絡をせずに返戻させていただきますのでご了承ください。

② 電話やFAXでは受給者番号をお伝えすることはできません。

- ・受給者番号は、毎月、オンライン資格確認または紙の医療券でご確認ください。
- ・受給者番号は変更になる場合がありますのでご注意ください。

③ 「本人支払額」欄をご確認ください。

- ・通常、保護受給者の医療機関での窓口負担はありませんが、「本人支払額」が発生している場合は、診療報酬の全部または一部を窓口で負担金として支払うことになっています。
金額は医療券の本人支払額欄に記載していますが、変更の可能性がありますので、毎月、オンライン資格確認または紙の医療券で確認してください。
(紙の医療券の場合、0円は「***円」と表示されています。)
- ・月の診療報酬の全部または一部が本人支払額を下回って本人支払額を全額領収できない場合や、その月に受診がない場合は、生活援護室の担当ケースワーカーまでご連絡ください。

【裏面に医療券発行の令和7年度年間スケジュールを記載していますので、ご確認ください。】

連絡先

姫路市 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL:079-221-2100(直通)
FAX:079-221-2429

姫路市ウェブサイトにて随時情報を
発信しておりますのでご覧ください。



<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/category/2-7-8-3-6-0-0-0-0-0.html>